

永住外国人地方参政権付与法案提出の慎重な対応を求める意見書

政府与党では国会に永住外国人に対して地方選挙の選挙権を付与する法案を提出する動きがある。

この法案に対する認識や議論は国民に浸透しているものではなく、かつ、与党内でも方針や考え方において意見が一致しておらず、拙速の感は否めない。

我が国に在住する外国人に対する地方行政のあり方については、外国人住民の考え方や要望などを積極的に吸収する仕組みづくりが必要ではありますが、永住外国人への地方参政権付与に関しては、民主主義の根幹を揺るがし、国家の主権を脅かす懸念がある。

日本国憲法は、第15条において、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定し、また、第93条第2項において、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定されている。

平成7年2月28日の最高裁判所判例では、「憲法が選挙権を保障しているのは日本国民で、その保障は外国人には及んでいない」とし、住民の解釈として、「住民とは地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当である」と指摘していることから、日本国民ではない永住外国人に対して地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等を付与することは、憲法上問題がある。

国籍法では、第4条において、「外国人は、帰化によって、日本の国籍を取得することが出来る」と規定しており、永住外国人が憲法に基づく参政権を取得するためには、この国籍法に定める帰化によるべきものが妥当と考えられる。

よって、永住外国人地方参政権付与に関しては、個人の尊厳を尊重しつつも、慎重に議論していただきますよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月24日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛

総務大臣

法務大臣

福知山市議会議員 松本良彦

衆議院議長 横路孝弘 様
参議院議長 江田五月 様
内閣総理大臣 菅直人 様
総務大臣 原口一博 様
法務大臣 千葉景子 様

永住外国人地方参政権付与法案提出の慎重な対応を求める意見書

政府与党では国会に永住外国人に対して地方選挙の選挙権を付与する法案を提出する動きがある。

この法案に対する認識や議論は国民に浸透しているものではなく、かつ、与党内でも方針や考え方において意見が一致しておらず、拙速の感は否めない。

我が国に在住する外国人に対する地方行政のあり方については、外国人住民の考え方や要望などを積極的に吸収する仕組みづくりが必要ではありますが、永住外国人への地方参政権付与に関しては、民主主義の根幹を揺るがし、国家の主権を脅かす懸念がある。

日本国憲法は、第15条において、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定し、また、第93条第2項において、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定されている。

平成7年2月28日の最高裁判所判例では、「憲法が選挙権を保障しているのは日本国民で、その保障は外国人には及んでいない」とし、住民の解釈として、「住民とは地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当である」と指摘していることから、日本国民ではない永住外国人に対して地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等を付与することは、憲法上問題がある。

国籍法では、第4条において、「外国人は、帰化によって、日本の国籍を取得することが出来る」と規定しており、永住外国人が憲法に基づく参政権を取得するためには、この国籍法に定める帰化によるべきものが妥当と考えられる。

よって、永住外国人地方参政権付与に関しては、個人の尊厳を尊重しつつも、慎重に議論していただきますよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月24日

衆議院議長 横路孝弘 様

福知山市議会議長 松本良彦

永住外国人地方参政権付与法案提出の慎重な対応を求める意見書

政府与党では国会に永住外国人に対して地方選挙の選挙権を付与する法案を提出する動きがある。

この法案に対する認識や議論は国民に浸透しているものではなく、かつ、与党内でも方針や考え方において意見が一致しておらず、拙速の感は否めない。

我が国に在住する外国人に対する地方行政のあり方については、外国人住民の考え方や要望などを積極的に吸収する仕組みづくりが必要ではありますが、永住外国人への地方参政権付与に関しては、民主主義の根幹を揺るがし、国家の主権を脅かす懸念がある。

日本国憲法は、第15条において、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定し、また、第93条第2項において、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定されている。

平成7年2月28日の最高裁判所判例では、「憲法が選挙権を保障しているのは日本国民で、その保障は外国人には及んでいない」とし、住民の解釈として、「住民とは地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当である」と指摘していることから、日本国民ではない永住外国人に対して地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等を付与することは、憲法上問題がある。

国籍法では、第4条において、「外国人は、帰化によって、日本の国籍を取得することが出来る」と規定しており、永住外国人が憲法に基づく参政権を取得するためには、この国籍法に定める帰化によるべきものが妥当と考えられる。

よって、永住外国人地方参政権付与に関しては、個人の尊厳を尊重しつつも、慎重に議論していただきますよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月24日

参議院議長 江田五月 様

福知山市議会議長 松本良彦

永住外国人地方参政権付与法案提出の慎重な対応を求める意見書

政府与党では国会に永住外国人に対して地方選挙の選挙権を付与する法案を提出する動きがある。

この法案に対する認識や議論は国民に浸透しているものではなく、かつ、与党内でも方針や考え方において意見が一致しておらず、拙速の感は否めない。

我が国に在住する外国人に対する地方行政のあり方については、外国人住民の考え方や要望などを積極的に吸収する仕組みづくりが必要ではありますが、永住外国人への地方参政権付与に関しては、民主主義の根幹を揺るがし、国家の主権を脅かす懸念がある。

日本国憲法は、第15条において、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定し、また、第93条第2項において、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定されている。

平成7年2月28日の最高裁判所判例では、「憲法が選挙権を保障しているのは日本国民で、その保障は外国人には及んでいない」とし、住民の解釈として、「住民とは地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当である」と指摘していることから、日本国民ではない永住外国人に対して地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等を付与することは、憲法上問題がある。

国籍法では、第4条において、「外国人は、帰化によって、日本の国籍を取得することが出来る」と規定しており、永住外国人が憲法に基づく参政権を取得するためには、この国籍法に定める帰化によるべきものが妥当と考えられる。

よって、永住外国人地方参政権付与に関しては、個人の尊厳を尊重しつつも、慎重に議論していただきますよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月24日

内閣総理大臣 菅 直 人 様

福知山市議会議長 松 本 良 彦

永住外国人地方参政権付与法案提出の慎重な対応を求める意見書

政府与党では国会に永住外国人に対して地方選挙の選挙権を付与する法案を提出する動きがある。

この法案に対する認識や議論は国民に浸透しているものではなく、かつ、与党内でも方針や考え方において意見が一致しておらず、拙速の感は否めない。

我が国に在住する外国人に対する地方行政のあり方については、外国人住民の考え方や要望などを積極的に吸収する仕組みづくりが必要ではありますが、永住外国人への地方参政権付与に関しては、民主主義の根幹を揺るがし、国家の主権を脅かす懸念がある。

日本国憲法は、第15条において、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定し、また、第93条第2項において、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定されている。

平成7年2月28日の最高裁判所判例では、「憲法が選挙権を保障しているのは日本国民で、その保障は外国人には及んでいない」とし、住民の解釈として、「住民とは地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当である」と指摘していることから、日本国民ではない永住外国人に対して地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等を付与することは、憲法上問題がある。

国籍法では、第4条において、「外国人は、帰化によって、日本の国籍を取得することが出来る」と規定しており、永住外国人が憲法に基づく参政権を取得するためには、この国籍法に定める帰化によるべきものが妥当と考えられる。

よって、永住外国人地方参政権付与に関しては、個人の尊厳を尊重しつつも、慎重に議論していただきますよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月24日

総務大臣 原 口 一 博 様

福知山市議会議長 松 本 良 彦

永住外国人地方参政権付与法案提出の慎重な対応を求める意見書

政府与党では国会に永住外国人に対して地方選挙の選挙権を付与する法案を提出し、政府与党では国会に永住外国人に対して地方選挙の選挙権を付与する法案を提出する動きがある。

この法案に対する認識や議論は国民に浸透しているものではなく、かつ、与党内でも方針や考え方において意見が一致しておらず、拙速の感は否めない。

我が国に在住する外国人に対する地方行政のあり方については、外国人住民の考え方や要望などを積極的に吸収する仕組みづくりが必要ではありますが、永住外国人への地方参政権付与に関しては、民主主義の根幹を揺るがし、国家の主権を脅かす懸念がある。

日本国憲法は、第15条において、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定し、また、第93条第2項において、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定されている。

平成7年2月28日の最高裁判所判例では、「憲法が選挙権を保障しているのは日本国民で、その保障は外国人には及んでいない」とし、住民の解釈として、「住民とは地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当である」と指摘していることから、日本国民ではない永住外国人に対して地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等を付与することは、憲法上問題がある。

国籍法では、第4条において、「外国人は、帰化によって、日本の国籍を取得することが出来る」と規定しており、永住外国人が憲法に基づく参政権を取得するためには、この国籍法に定める帰化によるべきものが妥当と考えられる。

よって、永住外国人地方参政権付与に関しては、個人の尊厳を尊重しつつも、慎重に議論していただきますよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月24日

法務大臣 千葉景子 様

福知山市議会議長 松本良彦